

# 青森県報

号外第十一号

平成二十五年  
三月十五日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

漁場計画……………(水産振興課)…1

## 告示

青森県告示第百九十七号

漁業法(昭和二十四年法律二百六十七号)第十一条第一項の規定により、共同漁業及び区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定め、同条第五項の規定により公示する。

平成二十五年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

### 1 公示番号 内共第1号

#### 2 免許の内容たるべき事項

##### (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

##### (2) 漁場の位置

西津軽郡深浦町地内

##### (3) 漁場の区域

河口から上流の笹内川本支流

免許予定日 平成25年9月1日

申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで

関係地区 西津軽郡深浦町大字沢辺、大字正道尻、大字森山、大字松神及び大字黒崎

その他 (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

やなにより水産動物を採捕してはならない。

### 1 公示番号 内共第2号

#### 2 免許の内容たるべき事項

##### (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

##### (2) 漁場の位置

西津軽郡深浦町地内

##### (3) 漁場の区域

河口から上流の吾妻川本支流

免許予定日 平成25年9月1日

申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで

関係地区 西津軽郡深浦町大字深浦及び大字広戸

その他 (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

やなにより水産動物を採捕してはならない。

1 公示番号 内共第3号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

西津軽郡深浦町地内

(3) 漁場の区域

河口から上流の追良瀬川本支流

免許予定日 平成25年9月1日

申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで

関係地区 西津軽郡深浦町大字追良瀬

その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限り。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができるとする。

② 施設は、河川流幅の2分1以内であること。

③ やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。

1 公示番号 内共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

西津軽郡深浦町地内

(3) 漁場の区域 河口から上流の大童子川橋(深浦町大字岩坂字大童子山国有林17林班と24林班の林班界)下流端までの大童子川本支流

免許予定日 平成25年9月1日

申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで

関係地区 西津軽郡深浦町大字岩坂、大字柳田及び大字関字小島崎

その他

この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 公示番号 内共第5号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

西津軽郡鰺ヶ沢町地内

(3) 漁場の区域

河口から上流の赤石川本支流

免許予定日 平成25年9月1日

申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで

関係地区 西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町、大字日照田町、大字姥袋町、大字種里町、大字鬼袋町、大字一ツ森町、大字深谷町、大字小森町、大字館前町及び大字南金沢町

その他

この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 公示番号 内共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

西津軽郡鰺ヶ沢町地内

(3) 漁場の区域 中村川本支流のうち、次のア、イ、ウ及びエの区域

ア 中村川本流のうち、滝淵堰堤の下流200メートルの地点から下流の区域

イ 馬久前沢川本流

ウ 徳明川本流のうち、西岩木山林道との交差点から下流の区域

エ 白沢本流のうち、西岩木山林道との交差点から下流の区域

免許予定日 平成25年9月1日

申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで

関係地区 西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町、大字浜横沢町、大字芦藪町、大字松代町、大字長平町、大字舞戸町、大字田中町、大字七ツ石町、大字本町、大字新町、大字漁師町、大字富根町、大字浜町及び大字淀町

6 その他  
この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 公示番号 内共第7号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	こい漁業 ふな漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 つがる市地内

(3) 漁場の区域 平滝沼

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで

5 関係地区 つがる市(平成17年2月10日における旧西津軽郡木造町の区域に限る。)

6 その他  
この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 公示番号 内共第8号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	こい漁業 ふな漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北津軽郡鶴田町及び弘前市地内

(3) 漁場の区域 廻堰大溜池

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで

5 関係地区 つがる市柏桑野木田、森田町森田、木造福原及び北津軽郡鶴田町

6 その他  
この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 公示番号 内共第9号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 五所川原市地内

(3) 漁場の区域 前潟、セバト沼、これらを連結する水路及びセバト沼と明神沼を連結する水路

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで

5 関係地区 五所川原市(平成17年3月27日における旧北津軽郡市浦村の区域に限る。)

6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
青森県が市浦地区広域型増殖場内で実施する増殖事業を妨げてはならない。

1 公示番号 内共第10号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	ふな漁業 わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 五所川原市地内

(3) 漁場の区域 前潟、セバト沼、明神沼及びこれらを連結する水路

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで

5 関係地区 五所川原市(平成17年3月27日における旧北津軽郡市浦村の区域に限る。)

6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
青森県が市浦地区広域型増殖場内で実施する増殖事業を妨げてはならない。

1 公示番号 内共第11号  
2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 五所川原市、つがる市及び北津軽郡中泊町地内  
十三湖

(3) 漁場の区域 十三湖

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 五所川原市(平成17年3月27日における旧北津軽郡市浦村の区域に限る。)、つがる市(平成17年2月10日における旧西津軽郡車力村の区域に限る。)、及び北津軽郡中泊町(平成17年3月27日における旧中里町の区域に限る。)

6 その他  
この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 公示番号 内共第12号  
2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	ふな漁業 うぐい漁業 わかさぎ漁業 えび漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 五所川原市、つがる市及び北津軽郡中泊町地内  
十三湖及び唐川

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 五所川原市(平成17年3月27日における旧北津軽郡市浦村の区域に限る。)、つがる市(平成17年2月10日における旧西津軽郡車力村の区域に限る。)、及び北津軽郡中泊町(平成17年3月27日における旧中里町の区域に限る。)

6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより水産動物を採捕してはならない。

1 公示番号 内共第13号  
2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 五所川原市及びつがる市地内  
河口から上流の田光沼までの山田川本流、田光沼及び田光沼から上流の妙堂川との合流点までの山田川本支流

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 つがる市(平成17年2月10日における旧西津軽郡車力村、木造町及び稲垣村の区域に限る。)

6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより水産動物を採捕してはならない。

1 公示番号 内共第14号  
2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 ふな漁業 いわな漁業 うぐい漁業 かじか漁業 かわやづめ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 五所川原市、つがる市、北津軽郡中泊町、鶴田町、板柳町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町及び弘前市地内  
河口から上流の平川との合流点までの岩木川本流及び平川との合流点から上流の岩木川本支流。ただし、後長根川を除く。

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 五所川原市(平成17年3月27日における旧五所川原市の区域に限る。)、つがる市(平成17年2月10日における旧木造町、柏村、稲垣村及び車力村の区域に限る。)、北津軽郡中泊町(平成17年3月27日における旧中里町の区域に限る。)、



鶴田町、板柳町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町（平成17年3月27日における旧藤崎町の区域に限る。）及び弘前市

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな3カ統（1箇所1カ統）以内に限り、ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。

- ① 施設は、河川流幅の2分1以内であること。
- ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。

1 公示番号 内共第15号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	
	こい漁業	
	ふな漁業	
	いわな漁業	
うぐい漁業	かじか漁業	

(2) 漁場の位置 南津軽郡藤崎町、大鰐町、田舎館村、平川市及び弘前市地内

(3) 漁場の区域 平川と岩木川との合流点から上流の平川本支流。ただし、平川と浅瀬石川との合流点から上流の浅瀬石川を除く。

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 南津軽郡藤崎町、大鰐町、田舎館村、平川市及び弘前市（平成17年2月26日における旧弘前市の区域に限る。）
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな2カ統（1箇所1カ統）以内に限り、ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。

- ① 施設は、河川流幅の2分1以内であること。

② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。

1 公示番号 内共第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	
	こい漁業	
	ふな漁業	
	いわな漁業	
うぐい漁業	にじまず漁業	かじか漁業

(2) 漁場の位置 黒石市、平川市及び南津軽郡田舎館村地内

(3) 漁場の区域 平川と浅瀬石川との合流点から上流の浅瀬石川本支流

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 黒石市、平川市及び南津軽郡田舎館村
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな2カ統（1箇所1カ統）以内に限り、ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。

- ① 施設は、河川流幅の2分1以内であること。
- ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。

1 公示番号 内共第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	
	いわな漁業	

(2) 漁場の位置 五所川原市地内  
(3) 漁場の区域 岩木川と旧十川との合流点から上流の旧十川と十川との合流点までの間の旧十川(金木川、小田川、飯詰川を含む。)

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 北津軽郡鶴田町及び五所川原市(平成17年3月27日における旧五所川原市及び金木町の区域に限る。)

- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより水産動物を採捕してはならない。

1 公示番号 内共第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	こい漁業 ふな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 五所川原市地内
- (3) 漁場の区域 藤枝溜池
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 五所川原市金木町大字藤枝
- 6 その他  
この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 公示番号 内共第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	こい漁業 ふな漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 五所川原市地内

(3) 漁場の区域 二ノ沢溜池

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで

5 関係地区 五所川原市大字長富

6 その他  
この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 公示番号 内共第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あぬ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町地内
- (3) 漁場の区域 増川川本支流のうち次のア、イ、ウ及びエの区域  
ア 河口から上流の増川川本流  
イ 増川川支流の理右衛門沢のうち、八木沢との合流点から100メートル下流に設置されている堰堤の下流端まで  
ウ 増川川支流の南股沢のうち、平五郎沢との合流点まで  
エ 増川川支流の西股沢のうち、堤沢との合流点から20メートル下流に設置されている堰堤の下流端まで
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町(平成17年3月27日における旧三厩村の区域に限る。)
- 6 その他  
この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

1 公示番号 内共第21号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あぬ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町地内

(3) 漁場の区域 今別川本支流のうち、次のア、イ、ウ及びエの区域  
ア 今別川本流のうち、母沢治山ダム(今別営林署施工、昭和37年竣工)から下流の区域  
イ 上股川のうち、上股沢治山ダム(今別営林署施工、昭和50

- 年10月31日竣工) から下流の区域  
 ヲ 槌菱沢のうち、槌菱沢治山ダム(今別宮林署施工、昭和55年9月26日竣工)から下流の区域  
 エ 安兵衛川のうち、和徳沢との合流点から下流の区域  
 3 免許予定日 平成25年9月1日  
 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで  
 5 関係地区 東津軽郡今別町  
 6 その他  
 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第22号  
 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- | 漁業種類        | 漁業の名称                                   | 漁業時期           |
|-------------|---|----------------|
| 第5種<br>共同漁業 | あゆ漁業<br>やまめ漁業<br>こい漁業<br>いわな漁業<br>うぐい漁業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町地内  
 (3) 漁場の区域 河口から上流の蟹田川本支流  
 3 免許予定日 平成25年9月1日  
 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで  
 5 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町(平成17年3月27日における旧蟹田町の区域に限る。)  
 6 その他  
 (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第23号  
 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- | 漁業種類        | 漁業の名称          | 漁業時期           |
|-------------|----------------|----------------|
| 第5種<br>共同漁業 | やまめ漁業<br>いわな漁業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 青森市地内  
 (3) 漁場の区域 荒川と合子沢川との合流点から上流の合子沢川本支流  
 3 免許予定日 平成25年9月1日  
 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで  
 5 関係地区 青森市大字牛館、大字新町野、大字合子沢、大字田茂木野、大字雲谷、大字横内、大字野尻、大字四ツ石及び大字大矢沢  
 6 その他  
 (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第24号  
 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- | 漁業種類        | 漁業の名称 | 漁業時期           |
|-------------|-------|----------------|
| 第5種<br>共同漁業 | いわな漁業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置 青森市地内  
 (3) 漁場の区域 田代沼(通称グダリ沼)及び駒込川と湯ノ川(通称毒川)との合流点から上駒込橋、八景橋及び堤橋(県道40号青森田代十和田線)までの駒込川の本支流  
 3 免許予定日 平成25年9月1日  
 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで  
 5 関係地区 青森市(平成17年3月31日における旧青森市の区域に限る。)及び十和田市(平成16年12月31日における旧十和田市の区域に限る。)  
 6 その他  
 (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第25号  
 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- | 漁業種類        | 漁業の名称                           | 漁業時期           |
|-------------|---------------------------------|----------------|
| 第5種<br>共同漁業 | あゆ漁業<br>やまめ漁業<br>いわな漁業<br>うぐい漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森市地内  
(3) 漁場の区域 野内川本支流のうち、次のア、イ、ウ、エ及びオの区域

ア 野内川本流のうち、河口から上流の赤沢1号砂防堰堤まで  
イ 平沢のうち、野内川本流との合流点から上流の東滝沢山国有林349林班は、まで

ウ カバハギ沢のうち、野内川本流との合流点から上流の東滝沢山国有林351林班、11小班の下流端まで  
エ 下折紙沢のうち、野内川本流との合流点から上流の西滝沢山国有林388林班は2小班下折紙堰堤まで

オ 小川目沢のうち、野内川本流との合流点から北滝沢山国有林335林班、11小班のケンネグラ2号砂防堰堤まで

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 青森市
- 6 その他

この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第26号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆめ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 上北郡野辺地町及び東北町地内  
(3) 漁場の区域 野辺地川本支流のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの区域

ア 河口から上流の野辺地川本流

イ 清水目川のうち、東北町字添ノ沢国有林55林班、56林班及び57林班の境から400メートル上流までの間の区域

ウ 添ノ沢のうち、野辺地川荒廃砂防堰堤までの間の区域  
エ 与田川のうち、当該河川に架かるJR東北線(下り線)から400メートル上流までの間の区域

オ 枇杷野川のうち、枇杷野川第1号堰堤までの間の区域  
カ 二本木川のうち、当該河川に架かるJR東北線(下り線)から1,000メートル上流までの間の区域

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 上北郡野辺地町及び東北町(平成17年3月30日における旧東北町の区域に限る。)

6 その他  
この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第27号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	やまめ漁業 こい漁業 うぐい漁業 わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市及び下北郡東通村地内  
(3) 漁場の区域 河口から上流の田名部川本支流及び新田名部川。ただし、田名部川支流のうち、三本松川、金谷川、岩葉川を除く。

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 むつ市(平成17年3月13日における旧むつ市の区域に限る。)及び下北郡東通村
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
大湊線鉄橋下流端から河口までの区域においては、船舶の航行、てい泊及びけい留を妨げてはならない。

- 1 公示番号 内共第28号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆめ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 むつ市地内  
(3) 漁場の区域 川内川本支流のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、

- ア 河口から上流の川内川本流のうち、瀧ノ沢との合流点まで
- イ 八木沢のうち、鬼目沢との合流点まで

- ウ 小倉平沢のうち、助作沢との合流点まで
- エ 和白沢のうち、小股沢との合流点まで
- オ 中川のうち、乙部沢との合流点まで
- カ 桂沢（中川との合流点から立石沢との合流点まで）
- キ 荒川のうち、障子滝沢との合流点まで
- ク 矢櫃川のうち、トウヌ沢との合流点まで
- ケ 濁川のうち国有林146林班、148林班及び149林班の境まで
- コ 湯ノ川（川内川本流との合流点から砥石沢との合流点まで）
- サ 湯ノ小川のうち、冷水沢との合流点まで
- シ 新助沢のうち、ツナサガリ沢との合流点まで
- ス 砥石沢のうち、五階滝沢との合流点まで
- セ 三九部川のうち、カモリ沢との合流点まで
- ソ 田ノ沢（湯ノ川との合流点からクロヒバ沢との合流点まで）
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 むつ市（平成17年3月13日における旧川内町の区域に限る。）
- 6 その他  
この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第29号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置 下北郡風間浦村地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の目滝川本支流
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 下北郡風間浦村大字易国間
- 6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第30号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置 下北郡風間浦村地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の易国間川本支流
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 下北郡風間浦村大字易国間
- 6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第31号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置 むつ市地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の大畑川本支流
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 むつ市（平成17年3月13日における旧大畑町の区域に限る。）
- 6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第32号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	こい漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁業の位置 下北郡東通村大字野牛地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の野牛川本流
- 免許予定日 平成25年9月1日
- 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 関係地区 下北郡東通村大字野牛
- その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第33号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	こい漁業 わかさぎ漁業 うなぎ漁業 えび漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 下北郡東通村地内
- (3) 漁場の区域 大沼
- 免許予定日 平成25年9月1日
- 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 関係地区 下北郡東通村大字篠ヶ森
- その他

この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第34号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	こい漁業 わかさぎ漁業 うなぎ漁業 えび漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 下北郡東通村地内
  - (3) 漁場の区域 左京沼
  - 免許予定日 平成25年9月1日
  - 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
  - 関係地区 下北郡東通村大字篠ヶ森
  - その他
- この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第35号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 下北郡東通村地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の小老部川本支流
- 免許予定日 平成25年9月1日
- 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 関係地区 下北郡東通村白糠
- その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第36号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 下北郡東通村地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の老部川本支流
- 免許予定日 平成25年9月1日



- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 下北郡東通村大字白糠
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第37号
- 2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	やまめ漁業 いわな漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 上北郡六ヶ所村地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の老部川本支流
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 上北郡六ヶ所村
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第38号
- 2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 上北郡六ヶ所村及び三沢市地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の高瀬川本支流。ただし、高瀬川放水路を除く。  
 高瀬川本流については、次のア及びイを結んだ直線までの区域とする。  
 ア 上北郡六ヶ所村大字倉内字前谷地40の2に設置した標柱  
 イ 三沢市大字三沢字早稲田298番地132号に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日

- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 上北郡六ヶ所村及び三沢市
- 6 その他

この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第39号
- 2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	こい漁業 ふな漁業 わかさぎ漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 上北郡六ヶ所村及び三沢市地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の高瀬川本流、市柳沼及び田面木沼。ただし、高瀬川本流については、次のア及びイを結んだ直線までの区域とする。  
 ア 上北郡六ヶ所村大字倉内字前谷地40の2に設置した標柱  
 イ 三沢市大字三沢字早稲田298番地132号に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 上北郡六ヶ所村及び三沢市
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 高瀬川以外の水路においては、やなにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第40号
- 2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 上北郡東北町、六ヶ所村及び三沢市地内
- (3) 漁場の区域 小川原湖 (内沼を除く。)

- 3 免許予定日 平成25年9月1日



- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 上北郡東北町、六ヶ所村及び三沢市
- 6 その他  
この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第41号
- 2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	
	うぐい漁業	
わかさぎ漁業		
うなぎ漁業		
えび漁業		

- (2) 漁場の位置 上北郡東北町、七戸町、六ヶ所村及び三沢市地内
- (3) 漁場の区域 小川原湖、内沼、姉沼、花切川、砂土路川及び七戸川。ただし、砂土路川については、河口から上北郡東北町と十和田市との境までの間の区域、七戸川については、河口から上流の坪川との合流点までの間の区域とする。
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 上北郡東北町、六ヶ所村及び三沢市
- 6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
やなぎにより水産動物を採捕してはならない。

- 1 公示番号 内共第42号
- 2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	
共同漁業	いわな漁業	

- (2) 漁場の位置 上北郡七戸町及び東北町地内
- (3) 漁場の区域 七戸川本支流のうち、次のア、イ、ウ、エ及びオの区域

- ア 七戸川と坪川との合流点から上流の七戸川本流
- イ 七戸川支流の作田川のうち、瀬上沢コンクリート治山堰堤（昭和47年8月24日、青森営林局施工）の下流端まで
- ウ 七戸川支流の和田川のうち、北股沢と南股沢との合流点付近に設置されている砂防堰堤（工事番号963号、昭和27年青森県施工）の下流端まで
- エ 七戸川支流の道地川のうち、上北郡七戸町字道地70番地2号に設置した標柱まで
- オ 七戸川支流の大林川及び大林川の北川目（上北郡七戸町字唐松96番地に設置した標柱まで）並びに大林川の南川目（上北郡七戸町字野左掛90番地3号に設置した標柱まで）
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 上北郡七戸町（平成17年3月30日における旧七戸町の区域に限る。）及び東北町（平成17年3月30日における旧上北町の区域に限る。）
- 6 その他  
この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第43号
- 2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	
	こい漁業	
いわな漁業		
うぐい漁業		
にじます漁業		
うなぎ漁業		
さくらます漁業		

- (2) 漁場の位置 上北郡おいらせ町、六戸町、十和田市及び八戸市地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の奥入瀬川本支流及び明神川。ただし、銚子大滝から上流の区域及び福生川を除く。

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 上北郡おいらせ町、六戸町、十和田市及び八戸市（平成17年3月30日における旧八戸市の区域に限る。）
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

とする。  
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であつて、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限定。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。

- ① 施設は河川流幅の2分の1以内であること。
- ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。

- 1 公示番号 内共第44号
- 2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	ひめます漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 十和田市地内
  - (3) 漁場の区域 葛沼
  - 3 免許予定日 平成25年9月1日
  - 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
  - 5 関係地区 十和田市
  - 6 その他
- この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内共第45号
- 2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 いわな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 八戸市、三戸郡南部町、三戸町、田子町、五戸町及び新郷村地内
- (3) 漁場の区域 河口から上流の尻内橋下流端までの馬淵川本流及び尻内橋下流端から上流の馬淵川本支流。ただし、(左岸)八戸市大字尻

内町字根市渡ノ葉51の2地先(右岸)八戸市大字尻内町字根市渡ノ葉50地先を上流端とする新設浅水川放水路と馬淵川本流との合流点までの区域を除く。河口を八太郎大橋下流端とする。

- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 八戸市、三戸郡南部町、三戸町及び田子町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。

- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 やなにより、水産動物を採捕する場合は、点甲及び乙を結んだ直線から上流の馬淵川本支流の区域内において、8月1日から10月31日までの間であつて、この期間を通じて下りやな2カ統(1箇所1カ統)以内に限定。ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。
  - ① 施設は河川流幅の2分の1以内であること。
  - ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。
- 甲 平成17年12月31日における旧三戸郡名川町と南部町の境界  
 乙 甲から327度の線と対岸との交点

- 1 公示番号 内共第46号
- 2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業 やまめ漁業 こい漁業 ふな漁業 いわな漁業 うぐい漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 八戸市及び三戸郡陸上町地内
- (3) 漁場の区域 次のア及びイを結ぶ直線から上流の新井田川本支流ア 川口神社中心点イ 河原木河口護岸西方延長線上、新井田川左岸との交点
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 八戸市
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 やなにより、水産動物を採捕する場合は、8月1日から10月31日までの間であって、この期間を通じて下りやな2カ統（1箇所1カ統）以内に限り、ただし、次の条件を満たす場合に限り、上記統数の範囲内において4月20日から7月31日まで行使することができる。  
 ① 施設は河川流幅の2分の1以内であること。  
 ② やなを設置している河川の周辺水域においては、水産動物をやなに誘導する行為をしないこと。

- 1 公示番号 内区第1号
- 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  

漁業種類 第2種 区画漁業	漁業の名称 いとぅ・にじま才養殖業	漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置 西津軽郡深浦町大字松神地内
- (3) 漁場の区域 王池、越口ノ池、中ノ池及びこれらの池を連結する水路
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 西津軽郡深浦町（平成17年3月30日における旧岩崎村の区域に限る。）
- 6 その他  
 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内区第2号
- 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期  

漁業種類 第2種 区画漁業	漁業の名称 いとぅ・にじま才養殖業	漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置 西津軽郡深浦町大字松神地内
- (3) 漁場の区域 鶏頭場ノ池、青池及びこれらの池を連結する水路
- 3 免許予定日 平成25年9月1日
- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで
- 5 関係地区 西津軽郡深浦町（平成17年3月30日における旧岩崎村の区域に限る。）
- 6 その他  
 この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内区第3号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 区画漁業	いとう養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西津軽郡深浦町大字松神地内

(3) 漁場の区域 日暮ノ池

- 3 免許予定日 平成25年9月1日

- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで

- 5 関係地区 西津軽郡深浦町(平成17年3月30日における旧岩崎村の区域に限る。)

- 6 その他

この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内区第4号

- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 区画漁業	いとう養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西津軽郡深浦町大字松神地内

(3) 漁場の区域 沸壺ノ池

- 3 免許予定日 平成25年9月1日

- 4 申請期間 平成25年3月15日から同年6月28日まで

- 5 関係地区 西津軽郡深浦町(平成17年3月30日における旧岩崎村の区域に限る。)

- 6 その他

この免許の存続期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭